

会 議 要 旨

1 開 会 平成 30 年 3 月 11 日(日)午前 10 時 25 分 (開発総合センター2F 会議室)

2 議事

(1) 29 議案第 6-1 号 西之表市学校給食費補助金交付要綱の制定について

(総務課長) 29 議案第 6-1 号 西之表市学校給食費補助金交付要綱の制定についてお諮りします。

29 議案第 6-1 号 西之表市学校給食費補助金交付要綱の制定について教育委員会の議決を求める。平成 30 年 3 月 11 日提出。ということであります。

今回の学校給食費の補助金交付要綱については、かねてからお知らせしていたように義務教育期間中の長子を除く 2 子以降の児童生徒に対して給食費を支給する。ということで今回の要綱を定めたところです。

～ 要綱について説明 ～

今回の規定に該当しない子供さんという場合、中種子の養護学校に行かれている生徒さんはどうなるのかという話がありますが、その方については、住所はすでに西之表市にありますし、特別支援教育の就学援助制度が全員に支給される。金額の多い少ないはあるが、全員に対しての制度があるので、西之表市に住所があって中種子の養護学校に行く生徒さんについては特段規定していないということで、今回の要綱を定めさせていただいた。

(委員) 交付決定の 6 条について。審査がどこでなされるのか。

(総務課長) 最終的な審査については、教育委員会でさせていただく形になると思うが、事前に学校長に交付金の申請書を出していただく形になるので、事前に学校長のところでチェックを受けた後、教育委員会で受領をする形になろうかと思います。

(委員) もう一点 9 条ですが、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は」とあるが、考えられる必要事項はどういったものか。

(総務課長) 今回の場合には、直接教育委員会で事務手続きするようにしている。そこで不都合があって、学校側で最終的な処理をした方がいいのではないかと考えられる場合があるので、そういう場合は学校で事務処理をするようなやり方を、内規で定めようかと。今回の場合には、ご家庭の負担をさせないところで補助金を交付する形という風に考えている。基本的には就学援助などは、いったん支払いを頂いて還付するというようなやり方をしていたんですが、今回の要綱では徴収はしないというような取り扱いをするつもりです。その場合には該当しないと思われた方についても該当する場合があるので、その場合には又口座に戻さないといけないという手続きを。円滑にするには学校の納金との関係がありまして、やったりとったりが非常にややこしいところがあるので、そこらへんの手続きについて、今のうちから詳細に定めることができないというところであり、学校側とも調整しながら、本年度はこれでやっていかなければならないが、次年度以降不都合があった場合には調整する必要があると考えている。

(委員) 初めての事なので、やってみないとわからない。その都度検討してほしい。

(委員) 取り消された保護者の給食費の徴収はどうするのか。

(総務課長) 復活させていただくというような形になろうかと思うが、多分取り消しというのは、転出された場合というようなことを予測できるが、西之表市から転居された場合には交付は無いという形になろうかと思うが、不正をして受給されるということは考えづらいと思っている。取り消しが乱発されると困る。結局は転出をされて扶養の数が減った場合、取り消しになるという通知を出さなければならない。

(教育長) 要保護、準要保護の対象となった場合、取り消しとなる。

中種子養護学校の件で、第2条の義務教育期間中の児童生徒ということで、実際に特別支援学校に通う子供たちの町の中学校部の生徒はここに入るということで解釈できるか。

(総務課長) 一応そういう解釈でよいと思う。そこらへんの微妙な解釈がある。

(2) 29議案第7号 西之表市教育委員会事務局部課設置規則の一部を改正する規則の
制定について

(社会教育課長) 議案第7号 西之表市教育委員会事務局部課設置規則の一部を改正する規則の制定について。
組織機構の見直しに伴い規則の一部を改正しようとするもので、教育委員会の議決を求める
ものです。

～ 規則改正内容について説明 ～

(教育長) 今回議会に提出した西之表市部課設置条例の一部を改正する条例が可決され、今回新設された
企画課の中に、歴史文化活用係が新しく設置され、そちらでは法の整備等による保存・活用な
どの基本構想計画の策定や、市政施行60周年を記念しての市史の編纂等を行います。
また、それに伴う名称変更については、文化財係についてはこれまで通り、従来やってきた仕
事を行い、社会体育係は生涯スポーツが最近ではふさわしいというところから、生涯スポーツ
係へ名称を変更します。事務分掌の整理は、主に文言の整理です。

(社会教育課長) 事務分掌が昭和38年に制定されたものであり、現代の事務分掌に併せて改正しようとするも
の。

(3) 29議案第8号 平成30年度教職員人事異動の内申について
～内申について協議～

3 その他
なし

4 閉会 正午